

本学における一般事業主行動計画の策定について（お知らせ）

本学を含む常時雇用の労働者が101人以上の事業所については、法の規定により、一般事業主行動計画の策定が義務づけられていることから、令和6年7月1日付けで本学における計画を策定しましたので、別添ファイルのとおり通知します。

問い合わせ先

公立大学法人秋田公立美術大学 事務局総務課

住 所：〒010-1632 秋田市新屋大川町12番3号

T E L：018-888-8100 F A X：018-888-8101

E-mail：soumu@akibi.ac.jp